

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 平成二十九年年度県統計調査の実施
  - 鳥獣保護区の存続期間の更新
  - 鳥獣保護区特別保護地区の指定
  - 特定猟具使用禁止区域の指定
  - 知事指定薬物の指定
  - 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出
- 【公告】
- 一般競争入札の実施
  - 〃
  - 警備業法に基づく講習
- 【公安委員会】

統計分析課

自然環境課

〃

〃

医薬安全課

建築指導課

〃

用度課

〃

生活安全企画課

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百二十七号

平成二十九年度において、次の県統計調査を実施する。

平成二十九年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 県統計調査の名称及び目的

1 名称

岡山県子どもの生活実態調査

2 目的

子どもの貧困対策として関連する各分野における支援の在り方等を検討するに当たり、貧困の状況にある子ども及び家庭の実態把握並びに支援ニーズの調査及び分析を行い、県及び県内市町村における子どもの貧困対策を推進するための基礎資料を得る。

二 県統計調査の対象の範囲

1 子ども用 県内の二十二市町の小学校第五学年の児童及び中学校第二学年の生徒

2 保護者用 県内の二十二市町の小学校第五学年の児童の保護者及び中学校第二学年の生徒の保護者

3 支援者用 県内の子どもへの支援に携わる施設、関係機関等

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求める事項

(1) 子ども用 子ども自身のこと及び一緒に住んでいる人のこと、学校及び勉強のこと、ふだんの生活のこと並びに子どもの気持ちについて

(2) 保護者用 保護者自身及び世帯のこと、世帯の就労状況及び経済状況並びに子どものこと

(3) 支援者用 回答団体のこと、背景に貧困が伴うと考えられる子どもの状況のこと及び背景に貧困が伴うと考えられる子ども等への支援のこと

2 その基準となる期日又は期間

平成二十九年十一月一日

四 報告を求める者

1 子ども用 五千人以上

2 保護者用 五千人以上

- 3 支援者用 百九十団体以上
- 五 報告を求めるために用いる方法
- 1 子ども用 学校を通じた配布及び回収による調査
- 2 保護者用 学校を通じた配布及び回収による調査
- 3 支援者用 郵送調査
- 六 報告を求める期間  
平成二十九年十一月十六日から同月二十四日まで
- 七 実施部課名  
保健福祉部子ども家庭課

◎岡山県告示第五百二十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、平成十九年岡山県告示第五百三号（鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の表示の変更）及び同年岡山県告示第五百四号（鳥獣保護区の存続期間の更新）で告示した次の鳥獣保護区について次のとおり存続期間を更新した。

平成二十九年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 名称

たけべの森鳥獣保護区

二 区域

岡山市北区建部町富沢地内において、市道下加茂線と主要地方道建部大井線との交点を起点として、同主要地方道を南西進して市道王子谷線に至り、同市道を西進して林道阿弥陀線に至り、同林道を西進して通称白土道に至り、同道を北西進して市道大藤線支線二号線に至り、同市道を北進して市道大藤線に至り、同市道を東進して市道下加茂線に至り、同市道を経由して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

三徳鳥獣保護区

二 区域

岡山市東区竹原地内において、市道沼楢原線と市道東平島竹原線との交点を起点として、同市道を南進して主要地方道飯井宿線に至り、同主要地方道を西進して竹原と古都南方の境界に至り、同境界を北進して八塚谷の沼部落道に至り、同部落道を北進して市道沼三五号線に至り、同市道を北進して市道沼三四号線に至り、同市道を北進

して市道沼楢原線を経由して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

真鍋中学校鳥獣保護区

二 区域

笠岡市所在の真鍋島全島

三 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部井笠地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

里庄美しい森鳥獣保護区

二 区域

浅口郡里庄町里見地内において、虚空蔵山山頂を起点として、笠岡市境界を北東進して里庄美しい森境界制札に至り、同制札から同境界を南東進して林道虚空蔵線に至り、同林道を南西進して虚空蔵駐車場を経由して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備前県

民局農林水産事業部森林企画課及び同部井笠地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

高妻山鳥獣保護区

二 区域

小田郡矢掛町宇角地内において、町道宇角線と林道中畦大柴線の交点を起点とし、同町道及び農道宇角線を東進し、同農道の宇角字五反田から、下高末及び宇角の大字境界を経由して総社市との境界に至り、同境界を南進し、一般県道市場青木線に至り、同県道を南進し、町道記念通り土井線及び町道江木線を西進し、町道和田線及び林道和田山線を北進して同林道の終点から大柴池堤防の西端に至り、林道中畦大柴線を経由して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部井笠地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

萬歳小学校鳥獣保護区

二 区域

新見市哲多町矢戸地内において、赤羽根道と林道粗路線との交点を起点として、同林道を北東進して財産区有林の境界に至り、同境界を南進して稜線に至り、同稜線を南西進して赤羽根道に至り、同道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部新見地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

木山鳥獣保護区

二 区域

真庭市木山字深町地内において、木山寺旧参道と坂元越参道との交点を起点として、同参道を南西進して市道鹿田木山線に至り、同市道を南進して市道下方中倉線に至り、同市道を北西進して戸田峠越山道に至り、同山道を北進して西河内川に至り、同河川を東進して木山わたり橋に至り、同橋から木山寺旧参道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百二十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次の鳥獣保護区特別保護地区を指定した。

平成二十九年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 名称

高妻山鳥獣保護区特別保護地区

二 区域

高梁川下流森林計画区 矢掛町九〇林班い、ろ、は、に小班の区域

三 面積

五五ヘクタール

四 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

五 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部井笠地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

木山鳥獣保護区特別保護地区

二 区域

真庭市木山地内の木山鳥獣保護区内において、木山寺を中心とした半径三一〇メートルの線に囲まれた一円の区域

三 面積

三〇ヘクタール

四 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

五 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百三十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成二十九年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 名称

高月高陽特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

赤磐市下市地内において、主要地方道西大寺山陽線と主要地方道岡山吉井線との交点を起点とし、同主要地方道を南進して市道立川石ヶ坪二号線に至り、同市道を西進して主要地方道岡山吉井線（旧道）に至り、同主要地方道を南西進して市道馬屋側道一号線に至り、同市道を西進して市道馬屋和田線に至り、同市道を北進して市道和田二号本線に至り、同市道を北進して市道足王神社線に至り、同市道を北進して市道山奥線に至り、同市道を北進して市道山陽団地七丁目一号線に至り、同市道を北進して市道山陽団地七丁目四号線に至り、同市道を北進して制札に至り、同制札から山際を北進して山道に至り、同山道を東進して市道鴨前三ツ池二号線に至り、同市道を北進して農道に至り、同農道を東進して市道熊崎三ツ池線に至り、同市道を東進して市道熊崎本線に至り、同市道を東進して市道下市熊崎線に至り、同市道を南東進して市道岩田下市線に至り、同市道を東進して市道下市高屋線に至り、同市道を北東進して市道高屋二号線に至り、同市道を北東進して市道正崎高屋線に至り、同市道を南東進して市道下市日古木線に至り、同市道を北東進して制札に至り、同制札から南東進して市道中繩線の終点に至り、同市道を南東進して同市道起点に至り、更に南東進して制札に至り、同制札から山道を南東進して市道鳥井前二号支線に至り、同市道を南東進して、市道鳥井前線に至り、同市道を西進して市道沼田船廻線に至り、同市道を北西進して市道下市沼田線に至り、同市道を南西進して主要地方道西大寺山陽線に至り、同主要地方道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 面積

三二八ヘクタール

四 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

一 名称

溜川特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

倉敷市玉島地内において、一般国道二号側道下り線と市道堀貫線の交点を起点として、同市道を南進して市道玉島六一号線に至り、同市道を南西進して一般国道四二九号に至り、同一般国道を西進して市道玉島阿賀崎二号線に至り、同市道を北進して一般国道二号側道下り線に至り、同一般国道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 面積

三五ヘクタール

四 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

◎岡山県告示第五百三十一号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成二十九年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 ニー「二・五」ジメトキシー四ー（トリフルオロメチル）フェニル」エタンアミン（通称名ニCーTFM）及びその塩類
- 2 メチルⅡニー（四ーフルオロフェニル）ーニー（ピペリジンーニーイル）アセテート（通称名四ーFluoromethylphenidate、四FーMPH、四ーFMPH）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、平成二十九年十一月一日から施行する。

◎岡山県告示第五百三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年十月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定構造計算適合性判定機関の名称

一般財団法人ベターリビング

二 変更の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更（追加）

（新）本部・東京都千代田区富士見二丁目七番二号

名古屋事務所・愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二六号

（旧）東京都千代田区富士見二丁目七番二号

三 変更の年月日

平成二十八年四月二十日

一 指定構造計算適合性判定機関の名称

株式会社建築構造センター

二 変更の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更（追加）

香川事務所・香川県高松市亀井町二―一 朝日生命ビル五階

三 変更の年月日

平成二十九年十月三十日

# 岡山県公報 第11936号 平成29年10月31日

〔四六三〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十九年十月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

## 1 調達内容

### (1) 購入物品名及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 437式

### (2) 購入物品の特質等

入札説明書及び29年度後期集中調達ノート型パーソナルコンピュータ仕様書（知事部局分）（以下「仕様書」という。）による。

### (3) 納入期限

平成30年2月28日（水）

### (4) 納入場所

入札説明書による。

### (5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成29年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年岡山県告示第58号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

# 岡山県公報 第11936号 平成29年10月31日

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

### 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

(2) 申請書の提出期限

平成29年12月1日（金） 正午

### 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）

電話（086）226-7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成29年10月31日（火）から同年12月1日（金）まで（岡山県の休日を定める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所以て交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ115グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

# 岡山県公報 第11936号 平成29年10月31日

## ア 入札日時

平成29年12月12日（火） 13時40分

ただし、郵送等による場合にあつては、平成29年12月11日（月）17時を受領期限とする。

## イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

## ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

## 5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を平成29年12月1日（金）17時までに、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

## 6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Notebook type Personal Computer 437 Units

(2) Delivery date :

By 28 February (Wednesday) , 2018

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

1 :40 P.M. 12 December (Tuesday) , 2017

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies

Division

2 - 4 - 6 , Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL 086-226-7540

〔四六四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十九年十月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 433式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び29年度後期集中調達ノート型パーソナルコンピュータ仕様書（教育庁分）（以下「仕様書」という。）による。

(3) 納入期限

平成30年2月28日（水）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成29年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年岡山県告示第58号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

# 岡山県公報 第11936号 平成29年10月31日

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

### 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

(2) 申請書の提出期限

平成29年12月1日（金） 正午

### 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）

電話（086）226-7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成29年10月31日（火）から同年12月1日（金）まで（岡山県の休日を定める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所以て交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ110グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

# 岡山県公報 第11936号 平成29年10月31日

## ア 入札日時

平成29年12月12日（火） 13時10分

ただし、郵送等による場合にあつては、平成29年12月11日（月）17時を受領期限とする。

## イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

## ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

## 5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を平成29年12月1日（金）17時までに、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

## 6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金  
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金  
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Notebook type Personal Computer 433 Units

(2) Delivery date :

By 28 February (Wednesday) , 2018

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

1 :10 P.M. 12 December (Tuesday) , 2017

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies

Division

2 - 4 - 6 , Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL 086-226-7540

◎岡山県公安委員会告示第七十三号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成二十九年十月三十一日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
機械警備業務	平成三十年一月二十三日（火曜日）から同月二十六日（金曜日）までの四日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

講習対象者の範囲の限定はない。

三 受講手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による受講申込書 一通

(2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十九年十二月四日（月曜日）から同月八日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

三万八千円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

二十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目一一番一八号）に委託して行う。

七 その他

- 1 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。